

高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金及び高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図ることを目的として国が定める水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要綱運用」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、次に掲げる者（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

- (1) 高知県環境生態系保全対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）
- (2) 市町村

(交付金の交付対象事業及び交付事業者)

第3条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付金事業」という。）及び交付事業者は、次の表に定めるとおりとする。

交付金事業	交付事業者
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	地域協議会
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	市町村

(交付金の交付対象経費及び交付率)

第4条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。

交付金事業	経費の内容	交付率
高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金事業	要綱運用の第5の2に定める対象活動組織が行う水産多面的機能発揮対策事業のうち、要綱運用別表1に定める支援メニュー2 海の安全確保を除く事業に要する経費に対し地域協議会が交付する経費	1 活動項目当たり事業に要する経費の15パーセント以内とし、30万円を上限とする。 ただし、要綱運用別表1に定める支援メニュー1 環境・生態系保全 ⑦海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理については、事業に要する経費の15パー

		セント以内かつ予算の範囲内において、必要な経費を支給する。
高知県水産多面的機能発揮対策推進支援交付金事業	要綱運用の第6の3に基づき、市町村が行う事業に要する経費	定額

(交付金の交付の申請)

第5条 交付事業者は、第4条に規定する交付金事業に係る交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付事業計画書を提出しなければならない。

- 2 知事は前項によって提出された事業内容が適当であると認められる場合には交付金の交付の内示を通知するものとする。
- 3 交付事業者は、内示を受けた後、別記第2号様式による交付金交付申請書を提出しなければならない。
- 4 地域協議会は、前項の交付金交付申請書を提出するに当たっては、各活動組織について、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の交付の条件)

第6条 交付金の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金の交付を受けた交付事業者は、交付金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を交付金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 知事は、交付金に関して必要があると認めるときは、交付事業者に対して報告を求め、又は県職員に帳簿等その他の関係書類を検査させることができること。
- (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (4) 交付金事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 交付金事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (7) 交付金事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相

手方又は間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (8) 交付事業者は、間接交付金の交付に当たっては、間接交付事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。

(指令前着手)

第7条 交付金事業の着手は、原則として次条の規定による交付金の交付の決定通知（以下この条において「指令」という。）後に行うものとするが、内示後やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合は、交付事業者は、次に掲げる条件を付した別記第3号様式の交付金指令前着手届によりあらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 指令を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した交付金事業に損失を生じた場合は、当該損失は、交付事業者が負担すること。
- (2) 指令を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 交付金事業の着手から指令を受けるまでの期間内は、当該交付金事業の計画変更は行わないこと。

(交付金の交付の決定)

第8条 知事は、第5条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該交付事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付金の変更交付)

第9条 交付事業者は、前条第1項の規定により交付決定された交付金の額を増額又は30パーセントを超えて減額する場合は、別記第4号様式による交付金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の変更交付を決定し、当該交付事業者に通知するものとする。

(交付金の交付の中止又は廃止)

第10条 交付事業者は、交付金の交付を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による交付金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告書)

第11条 交付事業者は、交付金の交付決定のあった年度の9月30日現在における、別記第6号様式による交付金遂行状況報告書を作成し、同年度の10月31日までに知事に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 知事が必要があると認めるときは、高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金の一部又は全部を概算払により支払うことができるものとする。

2 地域協議会は、前項の規定に基づき概算払により高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金の交付の請求をしようとするときは、別記第7号様式による高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 交付事業者は、交付金事業を完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第8号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内に交付金事業が完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 地域協議会は、概算払によって交付された額が精算額を上回った場合は、別記第9号様式の高知県水産多面的機能発揮対策支援交付金返還申出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申出を受けた場合は、期限を付して該当交付金の返還を求めるものとする。

4 地域協議会は、第5条第4項の規定により交付申請した場合において、第1項の交付金実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 地域協議会は、第5条第4項の規定により交付申請した場合において、第1項の交付金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに任意様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付事業者に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反した場合
- (3) 要綱運用第5の9の(1)に該当する場合
- (4) 交付事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する交付金が交付されているときは、交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第15条 交付事業者は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 交付事業者又は交付金事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条第1号から第5号まで、第13条第5項、第14条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第6条、第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者という。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。